

地域密着型通所介護 デイサービス富乃美の丘 保険外サービス運営規程（自費利用）

（事業の目的）

第1条

- 一 介護保険認定を利用できない高齢者の生活機能の維持向上と社会からの孤立を減少させることを目的としている。
- 二 デイサービスにおける買い物付き添いサービスを利用することで、利用者の居住環境の充実を図ることを目的としている。また、地域住民との交流を通して住み慣れた地域の中で、孤立する高齢者を減少させること目的とする。
- 三 個別機能訓練が必要と利用者が希望されるときに、生活だけでなく趣味活動などを含めて QOL を向上させる支援ができることを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 一 事業所の通所介護従事者は、介護保険を利用できない利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、ケアマネージャーと通所介護従業者が相談の上必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 二 買い物付き添いサービスは、ケアマネージャーと通所介護従業者が相談の上、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活機能の維持又は向上を目指すために介護計画に必要とされた場合利用するものとする。その他買い物付き添いサービスを希望される利用者は保険外サービスにて利用するものとする。
- 三 個別機能訓練自費サービスは、介護保険内での利用だけでなく自費利用の利用者が必要と判断した場合に保険外サービスにて利用するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービス富乃美の丘
- 二 所在地 佐賀県武雄市山内町大字鳥海 12095 番地 1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（通所介護事業者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、事業所の利用申し込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。
- 二 通所介護事業従業者
生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 1名以上

うち常勤1名以上

通所介護従業者は、地位密着型通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

介護職員及び看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、そのほか必要な業務の提供にあたる。

三 機能訓練指導員 1名 (看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

四 歯科衛生士 1名 (看護師と兼務)

(口腔機能向上加算をとる場合必要だが、看護職員でも加算の算定は可)

口腔機能の状態を把握し、口腔機能改善管理指導計画書の作成、口腔機能向上サービスの実施を主導する。

五 調理員 1名

利用者の昼食等を調理する。

六 運転手 1名

利用者の送迎を行う。

(自費でデイサービス、買い物付き添いサービス、個別機能訓練の利用日及び時間)

第5条

介護保険利用無しでの自費サービスは次の通りとする。

一 サービス提供日

月曜から土曜日

ただし、12月30日から1月2日までを除く。

二 営業時間 午前9時から午後6時

サービス提供時間9時30分から午後4時30分

買い物付き添いサービスは次の通りとする。

一 サービス提供日

月曜日から土曜日

ただし、12月30日から1月2日までを除く。

二 サービス提供時間 午後1時半から午後3時まで

個別機能訓練の自費サービスは次の通りとする。

一 サービス提供日

月曜日から土曜日

ただし、機能訓練指導員が勤務していない日はサービス提供しない。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

定員13人

(自費でのデイサービス、買い物付き添いサービス、個別機能訓練、地域交流の提供、理美容サービス方法内容)

第7条 自費でのデイサービス、個別機能訓練の内容は、自立した日常生活を営むために必要な機能の減退を防止した内容を提供する。買い物付き添いサービスの内容は、居宅サービス計画に基づいておこなうものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画の作成前であってもサービスを利用できるものとする。いずれにおいても利用者に必要なサービスを提供する。

一 介護保険なしでの自費サービス、個別機能訓練に関すること

介護保険を利用しない利用者において、ケアマネジャーと必要に応じて提供されたサービスの内容や提供時間等の自費サービスに関する情報を居宅サービス計画（週間サービス計画表）に記載する。

二 買い物付き添いサービスに関すること

一人では買い物することが困難な利用者に対し、送迎や買い物の付き添いサービスを提供する。送迎車両には地域密着型通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

三 地域交流に関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、地域交流を実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

四 理美容サービスに関すること

利用者が生活支援を補うために理美容師が施設へ訪問し、ヘアカットを提供する。サービス提供前後の環境整備、利用者の施行中の体調管理については、事業従業者が行う。

(居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 自費でのデイサービス、個別機能訓練、買い物付き添いサービス、地域交流、理美容サービスの提供にあたっては、利用者にかかる居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

一 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法、内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の居宅介護支援事業者に連絡するとともに、線密な連携に努める。

二 正当な理由なく自費でのデイサービス、個別機能訓練、買い物付き添いサービス、地域交流、理美容サービスの提供を拒まない。ただし、通常の実施地域を勘案し、利用希望者に対して自費でのデイサービス、買い物付き添いサービス、地域交流の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講じる。

(計画の作成等)

第9条 自費でのデイサービス、個別機能訓練、買い物付き添いサービス、地域交流、理美容サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画を作成する。

- 一 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した通所介護計画は、遅滞なく利用者に交付する。
- 二 利用者に対し、通所介護計画に基づいて自費でのデイサービス、個別機能訓練、買い物付き添いサービス、地域交流を行い評価する。

(自費でのデイサービス、個別機能訓練、買い物付き添いサービス、地域交流、理美容サービスの記録の記載)

第10条 介護従事者は、自費でのデイサービス、個別機能訓練、買い物付き添いサービス、地域交流時間、理美容サービス時間等提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。

(自費でのデイサービス、個別機能訓練、買い物付き添いサービス、理美容サービスの利用料等及び支払いの方法)

第11条 地域密着型通所介護の利用料とは別に費用請求すること。また、地域密着型通所介護の事業の会計と保険外サービスの会計を区分すること

- 一 自費でのデイサービスの提供時間の算定に当たっては、通所介護の提供時間には保険外サービスの提供時間を含めず、かつ、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、1回の通所介護の提供として取り扱うこと
- 二 買い物付き添いサービスを利用した場合は地域密着型通所介護計画で必要とされた場合は基本料金内。計画以外の場合は300円/回とし、当事業所の定める期日に別途契約書で指定する方法により納入することとする。支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得る。
- 三 理美容サービスを利用した場合、通所介護の提供時間を含めず、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し1回の通所介護の提供として取り扱うこと
2,500円/1回を通所介護の利用料とは別に費用請求する。
- 四 個別機能訓練の自費サービスを利用した場合、1回の利用時間10～15分、1,000円を別途請求する。

(自費でのデイサービス、買い物付き添いサービス、地域交流の実施地域)

第12条 自費でのデイサービス、買い物付き添いサービス、地域交流実施地域は、武雄市とする。

(契約書の作成)

第13条 自費でのデイサービス、個別機能訓練、買い物付き添いサービス、地域交流、理美容サービスの提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 通所介護従事者は、自費でのデイサービス、個別機能訓練、買い物付き添いサービス、地域交流、理美容サービスを提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

一 自費でのデイサービス、個別機能訓練、買い物付き添いサービス、地域交流、理美容サービスを提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第15条 利用者が自費でのデイサービス、個別機能訓練、買い物付き添いサービス、地域交流、理美容サービスを利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

第16条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自費でのデイサービス、個別機能訓練、買い物付き添いサービス、地域交流、理美容サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

一 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第17条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

一 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

二 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

三 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

この規程は、令和7年5月1日から施行する。